

基本計画書

基本計画書

基本計画																																				
事項	記入欄							備考																												
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更																																			
フリガナ設置者	ガッコウホウジン アイチイカダイガク 学校法人 愛知医科大学																																			
フリガナ大学の名称	アイチイカダイガク 愛知医科大学 (Aichi Medical University)																																			
大学本部の位置	愛知県長久手市岩作雁又1番地1																																			
大学の目的	地域社会に奉仕できる医師及び医療をよりよく発展向上させるための医学指導者を養成すること。																																			
新設学部等の目的	医師不足が深刻な状況にあることから、愛知県と連携して、地域医療等に従事する明確な意思をもった医師を養成するため、入学定員及び収容定員を10名増員する。																																			
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地																												
	医学部 医学科	6年	115 (105)	-	640 (630)	学士(医学) (Bachelor of Medicine)	令和5年4月 第1年次	愛知県長久手市 岩作雁又1番地1																												
	看護学部 看護学科	4年	100	-	400	学士(看護学) (Bachelor of Science in Nursing)	平成12年4月 第1年次																													
	計		215 (205)	-	1,040 (1,030)																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">入学定員</td> <td style="text-align: center;">収容定員</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">115</td> <td style="text-align: center;">690</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: center;">115</td> <td style="text-align: center;">690</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">680</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">670</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">660</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">650</td> </tr> <tr> <td>令和10年度</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">640</td> </tr> <tr> <td>令和11年度</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">630</td> </tr> </table>											入学定員	収容定員	令和4年度	115	690	令和5年度	115	690	令和6年度	105	680	令和7年度	105	670	令和8年度	105	660	令和9年度	105	650	令和10年度	105	640	令和11年度	105	630
	入学定員	収容定員																																		
令和4年度	115	690																																		
令和5年度	115	690																																		
令和6年度	105	680																																		
令和7年度	105	670																																		
令和8年度	105	660																																		
令和9年度	105	650																																		
令和10年度	105	640																																		
令和11年度	105	630																																		
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	該当なし																																			
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数																														
	-	講義 - 科目	演習 - 科目	実験・実習 - 科目	計 - 科目	- 単位																														
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等																											
	新設	医学部 医学科 (Bachelor of Medicine)	106 (106)	62 (62)	96 (96)	343 (343)	607 (607)	30 (30)	119 (119)																											
		看護学部 看護学科 (Bachelor of Science in Nursing)	11 (11)	14 (14)	9 (9)	11 (11)	45 (45)	0 (0)	125 (125)																											
		計	117 (117)	76 (76)	105 (105)	354 (354)	652 (652)	30 (30)	-																											
	既設	なし	-	-	-	-	-	-	-																											
			(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)																											
計		-	-	-	-	-	-	-																												
合計		117 (117)	76 (76)	105 (105)	354 (354)	652 (652)	30 (30)	-																												

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計						
	事 務 職 員		260 (260)	57 (57)	317 (317)						
	技 術 職 員		66 (66)	11 (11)	77 (77)						
	図 書 館 専 門 職 員		2 (2)	0 (0)	2 (2)						
	そ の 他 の 職 員		1,667 (1,667)	296 (296)	1,963 (1,963)						
計		1,995 (1,995)	364 (364)	2,359 (2,359)							
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計						
	校 舎 敷 地	35,293.31 m ²	0.00 m ²	0.00 m ²	35,293.31 m ²						
	運 動 場 用 地	67,179.00 m ²	0.00 m ²	0.00 m ²	67,179.00 m ²						
	小 計	102,472.31 m ²	0.00 m ²	0.00 m ²	102,472.31 m ²						
	そ の 他	67,318.11 m ²	0.00 m ²	0.00 m ²	67,318.11 m ²						
合 計		169,790.42 m ²	0.00 m ²	0.00 m ²	169,790.42 m ²						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計						
		67,083 m ² (67,083 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	67,083 m ² (67,083 m ²)						
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設						
	21室	72室	15室	0室 (補助職員 人)	0室 (補助職員 人)						
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数							
		大学全体		259 室							
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点				
	大学全体	101,310 [23,947] (101,310 [23,947])	4,378 [2,329] (4,378 [2,329])	3,890 [2,313] (3,890 [2,313])	1,603 (1,603)	4,842 (4,842)	415 (415)				
	計	101,310 [23,947] (101,310 [23,947])	4,378 [2,329] (4,378 [2,329])	3,890 [2,313] (3,890 [2,313])	1,603 (1,603)	4,842 (4,842)	415 (415)				
図 書 館		面積		閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数						
		2,262m ²		290	137,000						
体 育 館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要							
		3,531.93m ²		野球場1面		テニスコート4面					
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	図書購入費には、電子ジャーナル・データベースの整備（電子リソース等管理ソフトを含む）を含む。	
		教員1人当り研究費等		591千円	591千円	591千円	591千円	591千円	591千円		
		共同研究費等		533,407千円	533,407千円	533,407千円	533,407千円	533,407千円	533,407千円		
		図書購入費	182,943千円	183,651千円	183,651千円	183,651千円	183,651千円	183,651千円	183,651千円		
	設備購入費	401,960千円	400,000千円	400,000千円	400,000千円	400,000千円	400,000千円	400,000千円			
	学生1人当り納付金	学 部	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
医		8,200千円	5,200千円	5,200千円	5,200千円	5,200千円	5,200千円				
	看 護	1,750千円	1,540千円	1,540千円	1,540千円	- 千円	- 千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			医療収入、補助金収入、寄付金収入等								
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称 愛知医科大学										
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	医学部 医学科		6年	115人	-	690人	学士(医学)	1.00	昭和47年度	愛知県長久手市岩作雁又1番地1	
	看護学部 看護学科		4年	100人	-	400人	学士(看護学)	1.03	平成12年度		
	医学研究科		4年	30人	-	120人	博士(医学)	0.94	昭和55年度		
看護学研究科		2年	15人	-	30人	修士(看護学)	0.86	平成16年度			

附属施設の概要	名称	目的	所在地	設置年月	規模等
	附属病院 (C棟) (D棟) (中央棟)	医療及び 医学研究	愛知県長久手市 岩作雁又1番地1	昭和57年1月 昭和63年4月 平成25年12月	114,011.53㎡ (16,929.68㎡) (11,326.03㎡) (85,755.82㎡)
	総合学術情報 センター (図書館部門)	医学教育 の充実	同上	昭和48年4月 (平成17年9月)	2,262.0㎡
	総合学術情報 センター (情報基盤部門)	同上	同上	昭和56年4月 (平成11年9月)	264.0㎡
	運動療育センター	同上	同上	昭和62年10月	3,544.18㎡
	加齢医科学研究所	同上	同上	昭和58年4月	736.04㎡
	分子医科学研究所	同上	同上	昭和63年4月	801.93㎡
	産業保健科学 センター	同上	同上	平成5年6月	28.28㎡
	医学教育センター	同上	同上	平成16年4月	302.75㎡
	総合医学研究機構	同上	同上	平成22年4月	3,905.64㎡
	災害医療研究 センター	同上	同上	平成26年11月	84.84㎡
	国際交流センター	同上	同上	平成27年4月	87.54㎡
	シミュレーション センター	同上	同上	平成27年4月	581.14㎡
	研究創出支援 センター	同上	同上	平成28年4月	594.7㎡
	眼科クリニック MiRAI	医療及び 医学研究	名古屋市東区東桜 二丁目12番1号	昭和58年4月	2,714.63㎡
メディカル センター	同上	岡崎市仁木町字 川越17番地33	令和3年4月	16,792.38㎡	

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

補足資料（組織の移行表）

学校法人愛知医科大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
愛知医科大学				愛知医科大学				
医学部				医学部				
医学科	115	-	640	医学科	115	-	640	定員変更(10)
看護学部				看護学部				
看護学科	100	-	400	看護学科	100	-	400	
	215		1,040		215		1,040	
愛知医科大学大学院				愛知医科大学大学院				
医学研究科				医学研究科				
基礎医学専攻(博士課程)	13	-	52	基礎医学専攻(博士課程)	13	-	52	
臨床医学専攻(博士課程)	17	-	68	臨床医学専攻(博士課程)	17	-	68	
看護学研究科				看護学研究科				
看護学専攻(修士課程)	15	-	30	看護学専攻(修士課程)	15	-	30	
	45		150		45		150	

※令和4年度で終了となる入学定員増の再申請(令和5年度のみの臨時定員増)

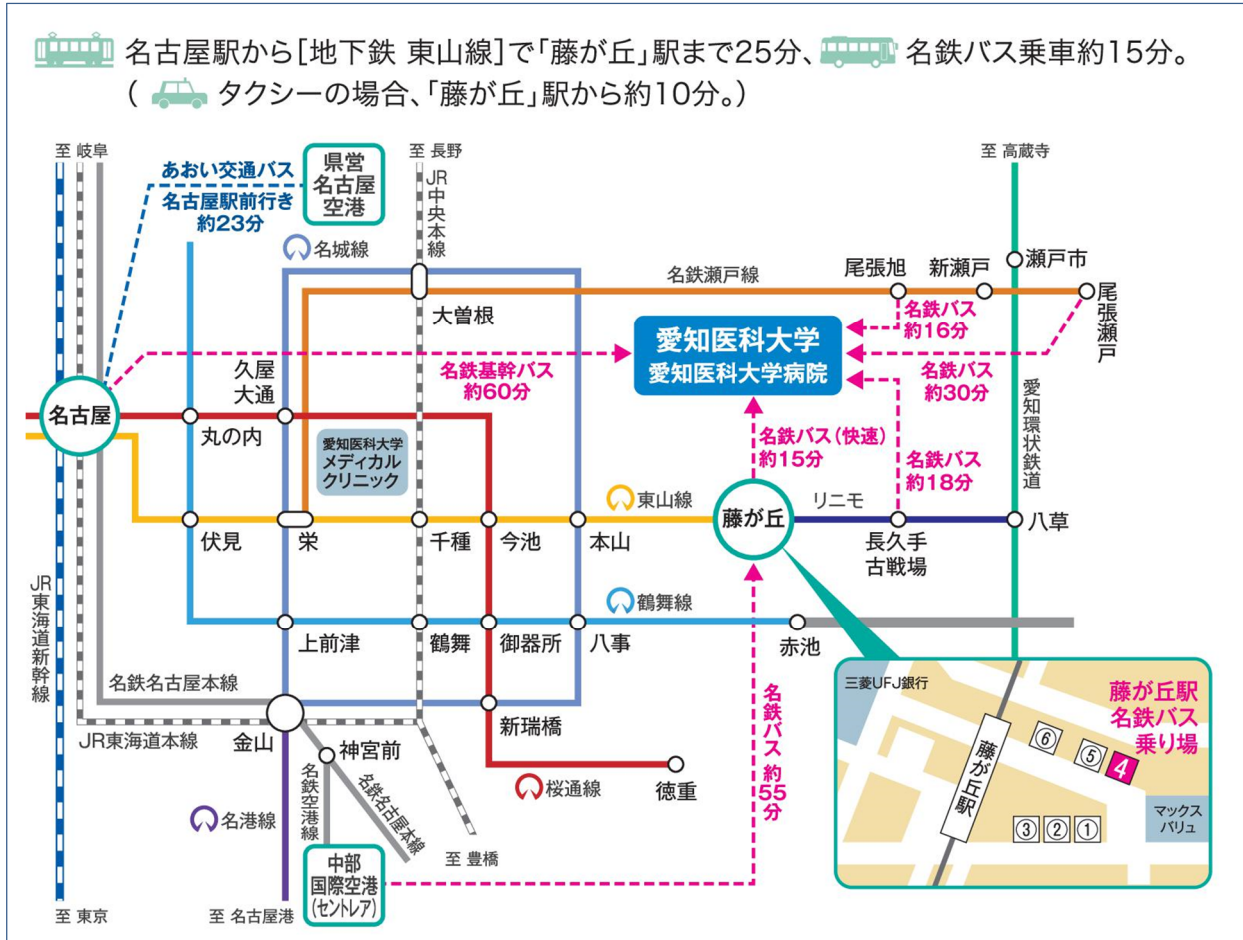
校地校舎図面

都道府県内における位置関係の図面



最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面

○公共交通機関によるアクセス



○自動車によるアクセス





学則

愛知医科大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 愛知医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、道徳的能力と社会的有用性を基盤とし、新しい医学・看護学の知識及び技術をもつて社会に奉仕する医師及び看護職者を育成するとともに、深く学術を研究し、医学・看護学の発展向上に貢献することを目的とする。

〔昭50.4.1 - 本条改正〕〔平12.4.1 - 本条改正〕

(自己点検及び評価)

第1条の2 本学は、教育研究医療水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究医療活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検及び評価に関し必要な事項は、学長が定める。

〔平12.4.1 - 本条追加〕

〔2項の「学長の定め」＝自己点検・評価委員会規程〕

(学部及び学科並びにその目的)

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

医学部 医学科

看護学部 看護学科

2 各学部の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 医学部は、プロフェッショナリズムを備え、地域社会の様々な人々と良好な関係を築きながら、質の高い医療が提供でき、また、幅広い医学知識、高い診療技能及び科学的探究心を持った医師を育成すること。

(2) 看護学部は、幅広い豊かな人間性を備え、看護の専門知識に基づく高度な判断力・実践力・指導力をもち、看護学の発展向上に寄与する看護職者を育成すること。

〔昭59.3.1 - 本条追加〕〔平12.4.1 - 見出し・本条改正〕〔平29.4.1 - 見出し改正, 2項追加〕〔平30.4.1 - 2項改正〕

第2条の2 削除

〔平30.4.1 - 本条削除〕

(大学院)

第2条の3 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

〔昭59.3.1 - 本条追加〕〔平20.4.1 - 旧2条の2繰下〕

〔2項の「別の定め」＝大学院学則〕

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〔昭59.3.1 - 旧2条繰下〕

(学期)

第4条 学年を次の学期に分ける。

(1) 医学部 前学期 4月1日から10月15日まで

後学期 10月16日から3月31日まで

(2) 看護学部 前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合は、教授会の議を経て、前学期の終了日及び後学期の開始日を変更することができる。

〔昭57.4.1 - 2項追加〕〔昭59.3.1 - 旧3条繰下〕〔昭62.4.1 - 1項改正, 2項削除〕〔平6.4.1 - 本条改正〕〔平10.4.1 - 2項追加〕〔平12.4.1 - 1・2項改正〕〔平27.4.1 - 2項改正〕

(休業日)

第5条 休業日(授業を行わない日)は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) 開学記念日 11月3日
- (5) 春季休業 3月21日から4月3日まで
- (6) 夏季休業 医学部においては7月18日から9月4日まで、看護学部においては8月1日から9月30日まで
- (7) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合は、教授会の議を経て、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

〔昭50.4.1 - 1項改正, 2項追加・旧2項を3項に繰下〕〔昭53.4.1 - 3項改正〕〔昭59.3.1 - 5条削除し, 旧4条繰下〕〔昭63.4.1 - 1項改正, 2項削除, 旧3項改正し2項に繰上〕〔平6.4.1 - 1項改正〕〔平12.4.1 - 1・2項改正〕〔平27.4.1 - 2項改正〕

(修業年限)

第6条 修業年限は、次のとおりとする。

医学部 6年(2年の前期課程, 2年の中期課程及び2年の後期課程)

看護学部 4年(2年の前期課程と2年の後期課程)

〔昭50.4.1 - 本条改正〕〔平6.4.1 - 本条改正〕〔平12.4.1 - 本条改正〕
〔平16.4.1 - 本条改正〕

(在学年限)

第7条 在学年限は、次の年限を超えることができない。

医学部 前期課程, 中期課程及び後期課程のそれぞれにおいて4年

看護学部 前期課程及び後期課程のそれぞれにおいて4年

〔昭50.4.1 - 本条追加〕〔昭58.4.1 - 本条改正, 2項追加〕〔平6.4.1 - 見出し・1項改正, 2項削除〕〔平12.4.1 - 本条改正〕〔平16.4.1 - 本条改正〕

(収容定員)

第8条 収容定員は、次表のとおりとする。

区分	入学定員	収容定員
医学部 医学科	105人	630人
看護学部 看護学科	100人	400人

〔平7.4.1 - 見出し・本条改正〕〔平12.4.1 - 本条改正〕〔平21.4.1 - 本条改正〕〔平24.4.1 - 本条改正〕〔平27.4.1 - 本条改正〕〔平28.4.1 - 本条改正〕〔令2.4.1 - 本条改正〕

(職員組織)

第9条 本学に次に掲げる職員を置く。

- (1) 学長

- (2) 教授，准教授，講師及び助教
 - (3) 事務職員及び技術職員
 - (4) その他の職員
- 2 本学に副学長を置くことができる。
- 3 学部に学部長を置く。
- 4 前3項の職員の任用等に関し必要な事項は，別に定める。
〔平2.10.1 - 1項改正，2・3項追加〕〔平12.4.1 - 3項追加，旧3項改正し4項に繰下〕〔平19.4.1 - 1項改正〕
〔4項の「別の定め」＝就業規則，学長規程，副学長規程，学部長規程など〕
(大学運営審議会)

第9条の2 本学に，本学の重要な事項を審議するため，大学運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は，学長及び学長が別に定める者をもつて構成する。
- 3 審議会の運営等に関し必要な事項は，学長が定める。
〔平12.4.1 - 本条追加〕〔平27.4.1 - 3・4項改正〕〔平28.4.1 - 見出し全部改正，1項改正，2項全部改正，3項削除，旧4項改正し3項に繰上〕
〔3項の「学長の定め」＝大学運営審議会規程〕
(教授会)

第10条 各学部に，教授会を置く。

- 2 教授会は，当該学部及びその附属施設の専任の教授をもつて構成する。
- 3 教授会には，当該学部及びその附属施設の専任の准教授又は講師を加えることができる。
- 4 教授会を置かない組織の専任の教授は，第1項に掲げるいずれかの教授会に所属するものとする。
- 5 教授会は，学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
(1) 学生の入学及び卒業
(2) 学位の授与
(3) 前2号に掲げるもののほか，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 6 前項第3号の事項を学長が定めるにあたっては，教授会の意見を聴いて参酌するよう努めるものとする。
- 7 教授会は，第5項に規定するもののほか，学長及び学部長（以下，この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し，及び学長等の求めに応じて意見を述べることができる。
- 8 教授会の運営等に関し必要な事項は，教授会の議を経て，学部長が定める。
〔昭59.7.18 - 本条全部改正〕〔平12.4.1 - 1・2項改正・3・4 - 追加・旧3・4項改正し5・6項に繰下〕〔平19.4.1 - 3項改正〕〔平27.4.1 - 1項改正，5項全部改正，6・7項追加，旧6項改正し8項に繰下〕
〔5項3号の「学長の定め」＝医学部及び大学院医学研究科の教育研究に関する重要な事項で教授会及び研究科委員会の意見を聴くことが必要なもの，看護学部及び大学院看護学研究科の教育研究に関する重要な事項で教授会及び研究科委員会の意見を聴くことが必要なもの〕
〔8項の「学部長の定め」＝医学部教授会規程，看護学部教授会規程〕
(部門等)

第11条 医学部に基礎科学部門，基礎医学部門及び臨床医学部門を置く。

2 看護学部に専門基礎科学系及び看護専門科学系を置く。

〔昭50.4.1 - 1項改正，2項削除〕〔平5.6.1 - 2項追加〕〔平12.4.1 - 見出し・1・2項改正〕〔平16.4.1 - 2項改正〕

(学科目及び講座)

第11条の2 医学部に学科目及び講座を置く。

2 前項の学科目及び講座の種類は，別に定める。

〔平12.4.1 - 本条追加〕

〔2項の「別の定め」=学科目及び講座に関する規程〕

(事務局等)

第12条 本学に事務局を置く。

2 医学部に教務部及び学生部を置く。

3 看護学部に教務学生部を置く。

4 事務局に事務局長を，教務部に教務部長を，学生部に学生部長を，教務学生部に教務学生部長を置く。

5 事務局長は事務職員を，教務部長，学生部長及び教務学生部長はそれぞれ当該学部の教授をもつて充てる。

6 第4項の職員の任用等に関し必要な事項は，別に定める。

〔昭50.4.1 - 見出し・本条改正〕〔昭53.4.1 - 本条改正，2・3項追加〕

〔平12.4.1 - 見出し・1項改正，2・3項追加，旧2・3項改正し4・5項に繰下，6項追加〕

(附属施設)

第13条 本学に次に掲げる附属施設を置く。

(1) 総合学術情報センター

(2) 研究創出支援センター

(3) 災害医療研究センター

(4) 国際交流センター

2 附属施設にそれぞれ長を置き，原則として，本学の教授をもつて充てる。

3 附属施設に関し必要な事項は，別に定める。

〔昭59.3.1 - 本条全部改正〕〔昭62.10.1 - 1項改正〕〔昭63.4.1 - 1項改正，2～4項追加，旧2・3項改正し5・6項に繰下〕〔平5.6.1 - 1項改正〕〔平12.4.1 - 本条全部改正〕〔平17.4.1 - 1・2項改正〕〔平24.4.1 - 1項改正〕〔平26.11.1 - 1項改正〕〔平27.4.1 - 1項改正〕〔平28.4.1 - 1項改正〕〔平29.4.1 - 1項改正，2項削除，旧3・4項を2・3項に繰上〕〔平30.4.1 - 2項改正〕

〔3項の「別の定め」=総合学術情報センター規程，研究創出支援センター規程，災害医療研究センター規程，国際交流センター規程〕

第13条の2 医学部に次に掲げる附属施設を置く。

(1) 病院

(2) メディカルセンター

(3) メディカルクリニック

(4) 産業保健科学センター

(5) 運動療育センター

(6) 薬毒物分析センター

(7) 学際的痛みセンター

- (8) 医学教育センター
- (9) シミュレーションセンター
- (10) 総合医学研究機構

2 メディカルクリニックは、病院に附置する。

3 附属施設にそれぞれ長を置き、原則として、医学部又は第10条第4項の規定により医学部教授会に所属することとなる教授をもつて充てる。

4 附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

[平12.4.1 - 本条追加] [平13.6.16 - 1項改正] [平14.1.1 - 1項改正]
[平14.3.1 - 4項改正] [平14.4.26 - 1項改正] [平16.4.1 - 1項改正]
[平16.4.1 - 旧3項削除, 旧4項3項に繰上, 旧5項改正し4項に繰上] [平20.4.1 - 見出し削除, 1・2項改正, 3項追加, 旧3・4項改正し4・5項に繰下] [平22.4.1 - 3項改正] [平24.4.1 - 3項削除, 旧4・5項改正し3・4項に繰上] [平27.4.1 - 1項改正] [令3.4.1 - 1項改正]

[4項の「別の定め」=病院規程, メディカルセンター規程, メディカルクリニック規程, 産業保健科学センター規程, 運動療育センター規程, 薬毒物分析センター規程, 学際的痛みセンター規程, 医学教育センター規程, シミュレーションセンター規程, 総合医学研究機構規程]

第13条の3 看護学部看護実践研究センターを置く。

2 看護実践研究センターに長を置き、看護学部の教授をもつて充てる。

3 看護実践研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

[平20.4.1 - 本条追加]

[3項の「別の定め」=看護実践研究センター規程]

(研究所)

第13条の4 本学に次の研究所を置く。

(1) 加齢医科学研究所

(2) 分子医科学研究所

2 研究所に長を置き、本学の教授をもつて充てる。

3 研究所に関し必要な事項は、別に定める。

[昭63.4.1 - 本条追加] [平12.4.1 - 旧13条の2繰下, 2・3項改正] [平16.4.1 - 旧2項削除, 旧3項2項に繰上, 旧4項改正し3項に繰上] [平20.4.1 - 旧13条の3繰下]

[3項の「別の定め」=加齢医科学研究所規程, 分子医科学研究所規程]

(事務組織)

第14条 第12条から前条までに規定する事務局、教務部、学生部、教務学生部、附属施設及び研究所の事務組織及び事務分掌については、別に定める。

[昭50.4.1 - 本条改正] [昭58.4.1 - 本条改正] [昭59.3.1 - 本条改正]

[昭63.4.1 - 本条改正] [平12.4.1 - 本条改正]

[「別の定め」=事務組織規程, 事務分掌規程]

(課外活動)

第15条 学生の課外活動に関し必要な事項は、学長が定める。

[昭50.4.1 - 見出し・本条改正] [平12.4.1 - 見出し・本条改正]

[「学長の定め」=課外活動に関する規程]

第2章 入学

(入学期)

第16条 入学期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することができる者は、学校教育法第90条の規定により大学の入学資格を有する者とする。

〔昭50.4.1 - 本条改正〕 〔昭55.9.29 - 本条改正〕 〔平4.2.1 - 本条改正〕
〔平12.4.1 - 本条改正〕 〔平13.1.6 - 本条改正〕 〔平16.4.1 - 本条改正〕
〔平17.4.1 - 本条全部改正〕 〔平20.4.1 - 本条改正〕

(入学出願手続)

第18条 前条の規定により入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて、本学に提出しなければならない。

2 入学願書の受付期間は、別に定める。

〔昭48.4.1 - 1項改正〕 〔昭57.6.19 - 1項改正〕 〔平4.6.1 - 1項改正〕
〔平12.4.1 - 1・2項改正〕 〔平18.4.1 - 1項改正〕 〔平20.4.1 - 1項改正〕

(入学許可)

第19条 学長は、前条に規定する入学志願者につき当該学部の教授会の議を経て、合格者を決定し、入学を許可すべき者を定める。

〔昭53.4.1 - 1・2項改正〕 〔平12.4.1 - 1項改正, 2項削除〕 〔平27.4.1 - 本条改正〕

(入学手続)

第20条 前条の合格者は、指定の期日までに、所定の書類を提出し、かつ、医学部合格者においては入学金及び教育充実費(初年度)並びに前学期分の授業料及び施設維持費(初年度)を、看護学部合格者においては入学金、教育充実費(初年度)及び実験実習費(初年度)並びに前学期分の授業料を納付しなければならない。

2 正当な理由なく前項の手続きをしない者は、入学を許可しない。

〔昭50.4.1 - 1項改正〕 〔昭52.4.1 - 1項改正〕 〔昭53.4.1 - 1・2項改正〕 〔昭54.4.1 - 1項改正〕 〔平10.4.1 - 1項改正〕 〔平12.4.1 - 1項改正〕 〔平18.4.1 - 1項改正〕

(再入学等)

第21条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の議を経て、学長が選考の上、入学を許可することができる。

- (1) 第27条の規定により本学を退学した者で、本学に再入学を志願するもの。ただし、退学後2年を超えている者は除く。
- (2) 他の大学の医学部医学科又は看護学系の学部若しくは学科等の学生で、当該大学の学長の承認を得て本学の同種の学部に転入学を志願するもの
- (3) 他の大学を卒業し、又は中途退学した者で、本学に編入学を志願するもの
- (4) 短期大学の看護学系の学科等又は専修学校の看護師養成専門課程(いずれも修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者で、本学の看護学部に編入学を志願するもの

〔昭50.4.1 - 1・2項改正〕 〔昭58.4.1 - 1項改正〕 〔昭60.7.17 - 1・2項改正〕 〔平7.2.1 - 1項改正, 2項削除〕 〔平12.4.1 - 本条改正〕 〔平13.1.6 - 本条改正〕 〔平13.4.1 - 本条改正〕 〔平14.3.1 - 本条改正〕 〔平27.4.1 - 本条改正〕

(再入学等の入学出願手続等)

第22条 前条の規定により入学を志願する者及び入学を許可された者に係る入学出願手続、選考方法、入学手続等については、教授会の議を経て、学部長が定める。

2 前条の規定により入学した者の修業年限、在学年限、休学期間及び既修得単位の認定については、教授会の議を経て、学部長が定める。

〔昭50.4.1 - 1・2項改正〕〔昭58.4.1 - 1・2項改正, 3項追加〕〔昭60.7.17 - 1・2項改正, 3項削除〕〔平6.4.1 - 2項改正〕〔平7.2.1 - 見出し・1項改正〕〔平12.4.1 - 1・2項改正〕〔平13.4.1 - 2項改正〕〔平27.4.1 - 1・2項改正〕

〔1・2項の「学部長の定め」=医学部再入学等に関する規程, 看護学部再入学に関する規程, 看護学部編入学に関する規程〕

(入学前の既修得単位の取扱い)

第22条の2 他の大学を卒業し又は退学した者及び短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、本学の看護学部の第1学年次に入学したものの既修得単位(授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目については、当該授業時間数)については、教育上有益と認める場合は、本学の看護学部において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定による既修得単位の認定は、60単位(授業科目の履修をもって単位の修得に代える授業科目については、60単位に相当する授業時間数)を超えない範囲で、看護学部教授会の議を経て、看護学部長が行う。

〔平13.4.1 - 本条追加〕〔平27.4.1 - 2項改正〕

(転学部)

第23条 転学部を希望する者があるときは、当該学部において選考の上、転学部を許可することができる。

〔平12.4.1 - 本条全部改正〕〔平27.4.1 - 本条改正〕

(留学)

第24条 外国の大学へ留学を志願する者があるときは、当該大学との合意の上、学長は留学を許可することができる。

2 前項の規定により留学を許可された者の修得単位の認定は、60単位を超えない範囲で、学長が行う。

〔昭50.4.1 - 本条改正〕〔昭60.7.17 - 本条改正〕〔平6.4.1 - 見出し・本条改正〕〔平7.4.1 - 見出し・本条改正〕〔平12.4.1 - 見出し・1項全部改正, 2項追加〕〔平27.4.1 - 1・2項改正〕

第3章 休学及び復学

〔平6.4.1 - 章名改正〕

(休学)

第25条 学生が、傷病その他の事由により3月以上修学を休止しようとするときは、所定の様式の休学願い書に学校医若しくは本学の指定する医療機関の医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に休学を願い出て、その許可を受けなければならない。

2 休学中の学生が、引き続き休学をしようとするときは、休学期間の満了する前に改めて前項の願い出をし、その許可を受けなければならない。

3 学長は、前2項により提出された願い書について、その事由が適当であると認めた場合は、その期間を定め、これを許可する。ただし、休学を許可する期間は、当該年度を超えて定めないものとする。

4 学長は、傷病その他の事由のため修学することが適当でないと認める者に対しては、期間を定め、休学を命ずることができる。

5 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

6 休学期間は、第7条の在学年限に算入しない。

7 前各項に定めるもののほか、学生の休学に関し必要な事項は、学長が定める。

[昭50.4.1 - 1・4項改正, 5項追加, 旧5項を6項に繰下] [昭55.4.24 - 1項改正, 2項追加, 旧2・3項を3・4項に繰下, 4項削除] [昭58.4.1 - 5・7項改正, 6項追加, 旧6項改正し7項に繰下] [平6.4.1 - 1・5項改正, 6項削除, 旧7項改正し6項に繰上] [平10.4.1 - 7項追加] [平12.4.1 - 1～4項・7項改正] [平16.4.1 - 5項改正] [平27.4.1 - 3・4項改正]

(復学)

第26条 前条第3項により休学を許可された者は, 休学期間が満了したときは, 所定の様式による復学届け書を学長に提出して復学するものとする。

2 前条第3項により休学を許可された者が休学期間中にその事由がやんだときは, 所定の様式による復学願い書を提出し, 学長の許可を得て復学することができる。

3 前条第4項により休学を命ぜられた者が, 復学しようとするときは, 診断書又は事由書を添付して所定の様式による復学願い書を提出し, 学長の許可を受けなければならない。

4 前2項により提出された願い書について, 学長は, その事由が適当であると認めた場合は, これを許可する。

[昭50.4.1 - 本条全部改正, 2～4項追加] [昭55.4.24 - 1～4項改正]

[平12.4.1 - 3・4項改正] [平27.4.1 - 4項改正]

第4章 退学, 転学及び除籍

[平12.4.1 - 章名改正]

(退学)

第27条 学生が, 退学しようとするときは, 退学願い書にその事由を詳記して学長に願い出て, その許可を受けなければならない。ただし, 傷病による場合には, 医師の診断書を添付しなければならない。

2 前項により提出された願い書について, 学長は, その事由が適当であると認めた場合は, これを許可する。

[昭50.4.1 - 2項改正] [平12.4.1 - 2項改正] [平27.4.1 - 2項改正]

(転学)

第28条 学生が, 他の大学に転学しようとするときは, 所定の様式の転学願い書を提出し, 学長の許可を受けなければならない。

[昭50.4.1 - 1・2項改正] [平12.4.1 - 2項改正] [平27.4.1 - 2項削除]

(除籍)

第29条 学生が, 次の各号に掲げる事由の一に該当した場合は, 学長は, 学部長の意見を徴し, 審議会の議を経て, 除籍する。

(1) 第7条の在学年限を超えたとき。

(2) 傷病その他の事由により成業の見込みがないと認められるとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 1年以上にわたって行方不明になり, 当該学生の保証人又はその代理人からの届け出があつたとき。

(5) 学納金の納付義務を怠り, 督促を受けてもなお納入しないとき。

[昭50.4.1 - 本条改正] [昭53.4.1 - 2・3項追加] [平6.4.1 - 1・

3項改正] [平12.4.1 - 1項改正, 2・3項削除] [平27.4.1 - 本条改正]

[平28.4.1 - 本条改正]

第5章 学納金

[平10.4.1 - 章名改正]

(学納金)

第30条 学納金は、次表のとおりとする。

学部	学納金	金額 (円)
医学部	入学金	1,500,000円
	教育充実費	(初年度) 2,700,000円 (2年度以降) 1,200,000円
	授業料 (年額)	3,000,000円
	施設維持費 (年額)	1,000,000円
看護学部	入学金	300,000円
	教育充実費	(初年度) 200,000円 (2年度以降) 300,000円
	授業料 (年額)	1,000,000円
	実験実習費	(初年度) 170,000円 (2年度以降) 220,000円

[昭48.4.1 - 本条改正] [昭50.4.1 - 本条改正] [昭52.4.1 - 本条改正]
[昭53.4.1 - 本条改正] [昭54.4.1 - 本条改正] [昭55.4.1 - 本条改正]
[昭55.9.29 - 本条改正] [昭57.4.1 - 本条改正] [昭59.6.1 - 見出し・
本条改正] [平元.4.1 - 本条改正] [平3.10.1 - 本条改正] [平12.4.1
- 本条改正] [平18.4.1 - 本条改正] [平28.7.11 - 本条改正]

(授業料等の額の変更)

第30条の2 授業料、実験実習費及び施設維持費の額は、在学中においても変更することがある。

[昭59.6.1 - 本条追加] [平10.4.1 - 本条改正] [平18.4.1 - 本条改正]

(納付)

第31条 医学部における教育充実費(2年度以降)、授業料及び施設維持費(2年度以降)並びに看護学部における教育充実費(2年度以降)、授業料及び実験実習費(2年度以降)は、その年額を前学期分及び後学期分として等分し、前学期分は4月末日までに、後学期分は10月末日までに納付しなければならない。

2 新入生は、医学部においては授業料及び施設維持費(初年度)の後学期分を、看護学部においては授業料の後学期分を10月末日までに納付しなければならない。

[昭54.4.1 - 本条追加] [昭57.4.1 - 1~3項改正] [昭62.4.1 - 2項改正]
[平10.4.1 - 本条全部改正] [平12.4.1 - 1・2項改正] [平18.4.1 - 1・2項改正]

(奨学制度)

第31条の2 入学試験の成績が特に優秀であつた者及び在学中の成績が優秀な学生には、学長は、学納金の一部を減免することができる。

[昭57.4.1 - 本条追加] [平12.4.1 - 1項改正] [平18.4.1 - 1項改正, 2項削除] [平27.4.1 - 本条改正]

[「学納金の減免」=医学部における成績優秀な学生に対する学納金の一部減免について、看護学部における成績優秀な学生に対する学納金の一部減免について]

(授業料等減免制度)

第31条の3 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。次項において「法」という。）第8条第1項に規定する授業料等減免対象者として認定した学生については、入学金及び授業料の一部を減免する。

2 前項の減免の額、手続きその他必要な事項については、法及びその関係法令に定めるもののほか、学長が別に定める。

〔令2.4.1 - 本条追加〕

（免除）

第32条 学生が、前学期又は後学期を通じて休学を許可された場合は、当該学期分の学納金の納付について、医学部においては授業料を、看護学部においては授業料及び実験実習費を免除する。

2 学長は、前項の休学が正課中における事故等特別の理由によるものと認める場合は、当該学期分の学納金の全部を免除することができる。

〔昭52.4.1 - 本条改正〕〔昭56.4.1 - 本条改正，ただし書追加〕〔昭62.4.1 - 本条改正〕〔平10.4.1 - 本条改正〕〔平18.4.1 - 1項改正，2項追加〕

（納付猶予）

第33条 学生が、災害その他の止むを得ない事由により第31条に定める納付期限までに教育充実費、授業料、実験実習費又は施設維持費を納付することが困難と認められるときは、その前学期分又は後学期分について納付を猶予することができる。

2 前項の規定により納付の猶予の許可を受けようとする者は、事由を詳記した願い書を、第31条に定める納付期限の10日前までに、提出しなければならない。

3 前項により提出された願い書について、学長は、その事由が適当であると認めた場合は、納付の猶予を許可する。

〔昭50.4.1 - 3項追加〕〔昭52.4.1 - 1項改正〕〔昭57.4.1 - 1項改正〕〔平10.4.1 - 見出し・1 - 3項改正〕〔平12.4.1 - 3項改正〕〔平27.4.1 - 3項改正〕

（学納金の返還）

第34条 既に納めた学納金は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学手続を完了した者で、所定の期日までに所定の様式の入学辞退届け書を提出し、学納金の返還を申し出た者については、入学手続時に納めた学納金のうち入学金を差し引いた額を返還する。

〔昭51.4.1 - 本条改正〕〔昭52.4.1 - 本条改正〕〔昭53.4.1 - 本条改正〕〔昭54.4.1 - 本条改正〕〔昭55.9.29 - 本条改正〕〔昭58.7.20 - 本条ただし書削除，2項追加〕〔平12.4.1 - 2項改正〕

第6章 授業科目の履修方法及び試験等

〔昭50.4.1 - 章名改正〕〔昭54.4.1 - 章名改正〕〔昭59.7.18 - 章名改正〕

（授業科目、単位数、年次配当及び単位の計算方法）

第35条 学生が履修すべき授業科目、単位数及び年次配当は、教授会の議を経て、学部長が定める。

2 前項に規定する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次に掲げる基準により計算する。

（1）講義及び演習については、医学部においては15時間、看護学部においては15時間又は30時間の授業をもつて1単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、医学部においては30時間、看護学部においては30時間又は45時間の授業をもつて1単位とする。

3 前2項に規定する授業科目、単位数、年次配当及び単位の計算方法については、教育

目的の達成のため在学中においても変更することがある。

〔昭50.4.1 - 見出し・1項改正〕〔昭53.4.1 - 見出し・1項改正〕〔昭54.4.1 - 1・2項改正〕〔昭57.4.1 - 1項ただし書追加〕〔昭59.7.18 - 見出し・1・2項改正〕〔昭60.4.1 - 1項改正〕〔昭62.4.1 - 1項ただし書削除〕〔平6.4.1 - 見出し・1・2項改正〕〔平12.4.1 - 1・2項改正〕〔平16.4.1 - 3項追加〕〔平20.4.1 - 1・2項改正〕〔平27.4.1 - 1項改正〕

(授業期間)

第35条の2 1年間の授業期間は、40週までとする。

〔平6.4.1 - 本条追加〕

(試験)

第36条 試験は、履修した授業科目について、各学期若しくは各学年ごと又はその授業科目の授業が終わった後、適当な時期にこれを行う。

2 各授業科目について、出席が3分の2に達しない学生については、受験資格を認めないことがある。

〔昭54.4.1 - 1項改正〕〔平12.4.1 - 1項改正〕

(成績の評価及び単位の認定)

第37条 試験の成績は、合格及び不合格とし、合格を分けて、優・良・可とする。

2 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、その授業科目の単位を認定する。

3 前項の規定にかかわらず、医学部における進級を認定されなかった者の単位認定については、医学部長が定める。

〔昭50.4.1 - 2項改正〕〔昭53.4.1 - 見出し・2項改正, 3項追加〕〔昭54.4.1 - 3項改正〕〔平6.4.1 - 見出し・1・2項改正, 3項削除〕〔平30.4.1 - 3項追加〕

(追試験)

第38条 傷病その他やむを得ない事由により受験できない者は、所定の様式の願い書にその事由を詳記して願い出なければならない。

2 前項の願い出によりその理由がやむを得ないと認められた者には、追試験を受けさせることができる。

〔昭50.4.1 - 1・2項改正〕

(再試験)

第39条 試験に不合格の者には、再試験を受けさせることがある。

(進級)

第40条 医学部においては、所定の単位を修得し、かつ、所定の基準を満たした者に対し、医学部長は、教授会の議を経て、次学年次への進級を認定する。

2 看護学部においては、前期課程に修得すべき全単位を修得した者に対し、看護学部長は、教授会の議を経て、後期課程への進級を認定する。

〔平6.4.1 - 本条全部改正〕〔平12.4.1 - 本条改正〕〔平16.4.1 - 1項全部改正, 2項追加〕〔平27.4.1 - 1・2項改正〕〔平30.4.1 - 1項改正〕

(履修方法等の細目)

第41条 第35条から前条までに規定する履修方法、成績評価、試験、進級認定等の細目については、教授会の議を経て、学部長が定める。

〔昭50.4.1 - 本条改正〕〔昭53.4.1 - 本条改正〕〔昭54.4.1 - 見出し・本条改正〕〔平6.4.1 - 見出し・本条改正〕〔平12.4.1 - 本条改正〕〔平16.4.1 - 本条改正〕〔平27.4.1 - 本条改正〕

〔「学部長の定め」=医学部履修規程, 医学部進級規程, 看護学部履修規程〕

第7章 卒業及び学士の学位

[平4.2.1 - 章名改正]

(卒業及び学士の学位)

第42条 医学部において第6条の修業年限以上在学し、修得すべき全単位を修得し、所定の基準を満たした者は、全課程を修了したものとする。

2 看護学部において第6条の修業年限以上在学し、修得すべき全単位を修得した者は、全課程を修了したものとする。

3 前2項による全課程の修了者に対し、学長は、当該学部の教授会の議を経て卒業を認定し、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

(1) 医学部 学士(医学)

(2) 看護学部 学士(看護学)

[昭50.4.1 - 1項改正] [昭51.4.1 - 2項改正] [昭53.4.1 - 1項改正, 2項追加, 旧2項を3項に繰下] [平4.2.1 - 見出し・3項改正] [平6.4.1 - 1・2項改正] [平12.4.1 - 1・2項改正, 3項削除] [平20.4.1 - 1項改正] [平27.4.1 - 2項改正] [令2.4.1 - 1項改正, 2項追加, 旧2項改正し3項に繰下]

第43条 削除

削除 [平4.2.1]

第8章 外国人特別学生

(入学)

第44条 外国人で第2章の規定によらないで入学を志願する者に対しては、学長は、選考の上教授会の議を経て外国人特別学生として入学を許可することができる。

[昭50.4.1 - 本条改正] [昭51.4.1 - 1項改正, 2項追加] [平21.4.1 - 2項削除] [平27.4.1 - 本条改正]

(入学出願手続)

第45条 前条の規定により入学を志願する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 履歴書

(3) 外務省、在外公館または在日自国公館の推せん状

(4) その他必要と認められる書類

(履修証明)

第46条 外国人特別学生で履修した授業科目の試験に合格した者には、履修証明書を交付することができる。

(学費の徴収)

第47条 外国人特別学生の入学金、授業料等の学費の徴収に関しては、特別の事由ある場合を除き、第20条および第30条の規定を適用する。

[昭50.4.1 - 見出し・本条改正]

(規定の準用)

第48条 本章に定めるもののほか、本学学生に関する規定は、外国人特別学生に準用する。

第8章の2 科目等履修生及び聴講生

[昭61.5.28 - 本章追加] [平12.4.1 - 章名改正]

(科目等履修生)

第48条の2 本学の学生以外の者で、1科目又は数科目の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、学長が定める。

[平12.4.1 - 本条追加]

(聴講生)

第48条の3 本学所定の授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、授業に支障のない限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、学長が定める。

[昭61.5.28 - 本条追加] [平12.4.1 - 2項改正, 旧48条の2を48条の3に繰下]

[2項の「学長の定め」=聴講生取扱要項]

第9章 賞罰

(表彰)

第49条 学生で他の模範となる者については、選考の上、表彰することができる。

[昭50.4.1 - 本条改正] [昭51.4.1 - 本条改正] [平12.4.1 - 本条改正]

(懲戒)

第50条 学生の懲戒については、学長は、学部長の上申により、審議会の議を経て、これを決定する。

2 前項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、審議会の議を経て学長が定める。

[昭50.4.1 - 1項改正, 2項追加, 旧2項を3項に繰下] [平12.4.1 - 1~3項改正] [平20.5.26 - 1項改正, 2項全部改正, 3項削除] [平27.4.1 - 1・2項改正] [平28.4.1 - 1・2項改正]

[2項の「学長の定め」=学部学生の懲戒に関する規程]

(懲戒の種類, 要件)

第51条 懲戒の種類は、訓告、停学及び放學とする。

2 懲戒は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 本学の規則に違反したとき。
- (2) 本学の秩序を乱したとき。
- (3) 本学学生として品位をけがしたとき。
- (4) その他懲戒に値すると認められる行為のあつたとき。

[昭50.4.1 - 2項改正] [昭51.4.1 - 見出し・1項改正] [平12.4.1 - 1・2項改正]

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日に改正施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日に改正施行する。

[昭52.4.1 - ただし書削除]

附 則

この学則は、昭和51年4月1日に改正施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日に改正施行する。

[昭53.4.1 - ただし書削除]

附 則

この学則は、昭和53年4月1日に改正施行する。

〔昭55.4.1 - ただし書削除〕

附 則

この学則は、昭和54年4月1日に改正施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日に改正施行する。

〔昭55.9.29 - ただし書削除〕

附 則

この学則は、昭和55年4月24日に改正し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和55年9月29日に改正施行する。

〔昭56.4.1 - ただし書削除〕

附 則

この改正は、昭和56年4月1日から施行する。

〔昭57.4.1 - ただし書削除〕

附 則

1 この改正は、昭和57年4月1日から施行する。

2 第30条の規定にかかわらず、昭和56年度以前の入学生の学納金の種類及び額は、次表のとおりとする。

(円)

種類	授業料 (年額)	実験実習費 (年額)	施設維持費 (年額)
入学生			
50・51年度入学生	700,000	150,000	500,000
52年度入学生	1,000,000	300,000	500,000
53・54年度入学生	1,200,000	600,000	1,000,000
55年度入学生	1,500,000	600,000	1,200,000
56年度入学生	2,000,000	600,000	1,200,000

〔平元.4.1 - 2項改正〕〔平3.10.1 - 2項改正〕

附 則

1 この改正は、昭和57年4月1日から施行する。

2 第3条第2項及び第35条第1項ただし書は、昭和57年度第1学年から適用する。

附 則

この改正は、昭和57年6月19日から施行する。

附 則

1 この改正は、昭和58年4月1日から施行する。

2 第7条第2項及び第25条第6項の規定は、昭和58年度入学生から適用する。

附 則

この改正は、昭和58年7月20日から施行する。

附 則

この改正は、昭和59年3月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和59年6月1日から施行し、昭和60年度以降の入学生に適用する。

附 則

この改正は、昭和59年7月18日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 別表第5は、昭和60年度第1学年から適用する。

附 則

この改正は、昭和60年7月17日から施行する。

附 則

この改正は、昭和61年5月28日から施行する。

附 則

この改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第30条の表中入学金の改正については、平成元年度の入学生については、適用しない。

附 則

この改正は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 第30条及び昭和57年4月1日の改正附則第2項の規定にかかわらず、平成3年度の施設維持費の年額は、次表のとおりとする。

種類	施設維持費 (年額)
入学生	
50・51年度入学生	507,500円
52年度入学生	507,500円
53・54年度入学生	1,015,000円
55年度入学生	1,218,000円
56年度入学生	1,218,000円
57年度以降の入学生	1,522,500円

附 則

この学則は、平成4年2月1日から施行する。ただし、第42条の改正規定は平成3年7月1日から適用し、別表第2の改正規定は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年6月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定は、平成5年6月16日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成5年度以前に入学を許可さ

れた者及び次表に掲げる年度に再入学，転入学又は編入学を許可され，当該年度の区分に応じた学年次に入学者については，なお従前の例による。

年度	学年次
平成6年度	第2学年次から第6学年次
平成7年度	第3学年次から第6学年次
平成8年度	第4学年次から第6学年次
平成9年度	第5学年次・第6学年次
平成10年度	第6学年次

〔平7.2.1 - 本附則改正〕

附 則

この学則は，平成7年2月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成9年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は，平成10年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の別表は，平成10年度の入学生から適用する。
- 平成10年度における第6学年次の学生の学納金の徴収方法，免除及び徴収猶予については，この学則による改正後の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- この学則は，平成11年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の別表は，平成11年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は，平成12年4月1日から施行する。
- 看護学部看護学科の収容定員は，改正後の第8条の規定にかかわらず，次表のとおりとする。

年度	収容定員
平成12年度	100人
平成13年度	200人
平成14年度	300人

〔平16.4.1 - 3項改正〕〔平24.4.1 - 3項改正〕〔平27.4.1 - 3項削除〕

附 則

- この学則は，平成12年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の別表第1の規定は，平成12年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は，平成13年1月6日から施行する。ただし，別表第1の改正規定は，平成13年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の別表第1の規定は，平成12年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は，平成13年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の第22条の2の規定は，平成13年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成13年6月16日から施行する。

附 則

- 1 この学則中第13条の2の改正規定は平成14年1月1日から、別表第1の改正規定は平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1の規定は、平成14年度医学部入学生から適用する。

附 則

この学則中第21条の改正規定は平成14年3月1日から、第13条の2の改正規定は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1の規定は、平成15年度医学部入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の医学部入学生及び平成16年度に医学部の2学年次から6学年次までの学年次に指定された入学生に対する改正後の第6条、第7条、第25条第5項、第40条第1項及び別表第1の規定の適用については、別に定める。
- 3 この学則による改正後の別表第2の規定は、平成16年度看護学部入学生から適用する。
〔2項の「別の定め」＝平成16年4月1日改正学則附則第2項に基づく改正後の規定の適用について〕

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成12年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第2の規定は、平成17年度看護学部入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第2の規定は、平成18年度看護学部入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第30条から第31条までの改正規定及び第32条の改正規定中本文を改める部分は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1の規定は、平成18年度医学部入学生から適用する。
- 3 この学則による改正後の第18条、第20条、第30条から第31条まで及び第32条第1項の規定は、平成19年度入学生及び平成19年度入学を志願する者から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の別表第1の規定は、平成19年度医学部入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 医学部医学科の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度	収容定員
平成21年度	605人
平成22年度	610人
平成23年度	615人

〔平24.4.1 - 2項改正〕

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 医学部医学科の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度	収容定員
平成24年度	625人
平成25年度	635人
平成26年度	645人

3 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成21年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

〔平27.4.1 - 2項改正〕

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成12年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

〔平27.4.1 - 2項削除，旧3項を2項に繰上〕

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 医学部医学科の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度	収容定員
----	------

- 3 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成24年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

〔平28.4.1 - 2項改正〕

附 則

この学則は、平成26年11月1日から施行する。

〔平27.4.1 - 2項削除〕

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成12年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

- 3 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成24年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

- 4 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成26年11月1日施行）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 医学部医学科の収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度	収容定員
平成28年度	663人
平成29年度	673人
平成30年度	678人
平成31年度	683人

〔令2.4.1 - 2項改正〕

- 3 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成27年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

〔平20.4.1 - 別表第1・第2削除〕

附 則

- 1 この学則は、平成28年7月11日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第30条の規定は、平成29年度医学部入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第2条の2の改正規定は、平成30年1月29日から施行する。
- 2 改正後の第37条第3項の規定は、平成29年度以前に医学部に入学した者には適用しない。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度から令和10年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和2年度	115人	688人
令和3年度	115人	690人
令和4年度	115人	690人
令和5年度	115人	690人
令和6年度	105人	680人
令和7年度	105人	670人
令和8年度	105人	660人
令和9年度	105人	650人
令和10年度	105人	640人

- 3 愛知医科大学学則の一部を改正する学則（平成28年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

変更事項を記載した書類

○ 変更の事由

本学医学部では平成24年度から、愛知県との連携による入学試験「愛知県地域特別枠」を設けており、地域医療等に従事する明確な意思を持つ者を選抜（臨時定員増による10名の募集）している。この臨時定員増の期限は令和4年度であったが、令和5年度に限り増員が認められることになったことから、令和4年8月10日付け文部科学省高等教育局長通知「地域の医師確保等の観点からの令和5年度医学部入学定員の増加について」に基づき、愛知県との協議の下、令和5年度においてもこれまでと同様の条件において「愛知県地域特別枠」の入学者選抜を実施することを決定した。このため、医学部入学定員について10名を臨時増員することとし、医学部定員増に係る学則変更認可申請を行う。

○ 定員増の内容

	変更前	変更後
入学定員	105名	115名
収容定員	630名	640名

※収容定員は、学年進行終了時の数

医学部医学科の今回の10名の入学定員の増員は、令和5年度までの臨時定員増である。

年 度	入学定員	収容定員
令和5年度	115人	690人
令和6年度	105人	680人
令和7年度	105人	670人
令和8年度	105人	660人
令和9年度	105人	650人
令和10年度	105人	640人

○ 変更の時期

令和5年4月1日

愛知医科大学学則の一部を改正する学則（令和2年4月1日施行）の一部改正について（新旧対照表）（案）

現 行	改 正 案	備 考																																																											
<p>（収容定員） 第8条 収容定員は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="152 245 920 389"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学部 医学科</td> <td>105人</td> <td>630人</td> </tr> <tr> <td>看護学部 看護学科</td> <td>100人</td> <td>400人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	入学定員	収容定員	医学部 医学科	105人	630人	看護学部 看護学科	100人	400人	<p>（収容定員） 第8条 （同左）</p>	<p>医学部の入学定員及び収容定員について、臨時定員増期限が令和4年度であるため、改めて、増員期間の1年間（令和5年度）の入学定員を増員（10名）する。</p>																																																		
区 分	入学定員	収容定員																																																											
医学部 医学科	105人	630人																																																											
看護学部 看護学科	100人	400人																																																											
<p>附 則 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。 2 令和2年度から令和9年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="152 628 898 1018"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和2年度</td><td>115人</td><td>688人</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>115人</td><td>690人</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>115人</td><td>690人</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>105人</td><td>680人</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>105人</td><td>670人</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>105人</td><td>660人</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>105人</td><td>650人</td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td>105人</td><td>640人</td></tr> </tbody> </table> <p>3 愛知医科大学学則の一部を改正する学則(平成28年4月1日施行)の一部を次のように改正する。 附則第2項の表中 「<table border="1" data-bbox="210 1230 875 1278"> <tr> <td>平成32年度</td> <td>688人</td> </tr> </table>」 を削る。</p>	年 度	入学定員	収容定員	令和2年度	115人	688人	令和3年度	115人	690人	令和4年度	115人	690人	令和5年度	105人	680人	令和6年度	105人	670人	令和7年度	105人	660人	令和8年度	105人	650人	令和9年度	105人	640人	平成32年度	688人	<p>附 則 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。 2 令和2年度から令和10年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1041 628 1787 1059"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和2年度</td><td>115人</td><td>688人</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>115人</td><td>690人</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>115人</td><td>690人</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>115人</td><td>690人</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>105人</td><td>680人</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>105人</td><td>670人</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>105人</td><td>660人</td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td>105人</td><td>650人</td></tr> <tr><td>令和10年度</td><td>105人</td><td>640人</td></tr> </tbody> </table> <p>3 （同左）</p>	年 度	入学定員	収容定員	令和2年度	115人	688人	令和3年度	115人	690人	令和4年度	115人	690人	令和5年度	115人	690人	令和6年度	105人	680人	令和7年度	105人	670人	令和8年度	105人	660人	令和9年度	105人	650人	令和10年度	105人	640人	
年 度	入学定員	収容定員																																																											
令和2年度	115人	688人																																																											
令和3年度	115人	690人																																																											
令和4年度	115人	690人																																																											
令和5年度	105人	680人																																																											
令和6年度	105人	670人																																																											
令和7年度	105人	660人																																																											
令和8年度	105人	650人																																																											
令和9年度	105人	640人																																																											
平成32年度	688人																																																												
年 度	入学定員	収容定員																																																											
令和2年度	115人	688人																																																											
令和3年度	115人	690人																																																											
令和4年度	115人	690人																																																											
令和5年度	115人	690人																																																											
令和6年度	105人	680人																																																											
令和7年度	105人	670人																																																											
令和8年度	105人	660人																																																											
令和9年度	105人	650人																																																											
令和10年度	105人	640人																																																											
	<p>附 則 この学則は、令和5年4月1日から施行する。</p>																																																												

学則の変更の趣旨等を記載した書類

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1 学則変更（収容定員変更）の内容

愛知医科大学は、令和5年4月1日から医学部の入学定員及び収容定員について、次のとおり変更する。

	変更前	変更後
入学定員	105名	115名
収容定員	630名	640名

※収容定員は、学年進行終了時の数

2 学則変更（収容定員変更）の必要性

愛知医科大学は、昭和47年に医学部を設置して以来、医師養成機関として医師を養成してきた。設置当初は入学定員100名、収容定員600名であったが、平成21年4月に入学定員105名、収容定員630名に変更し、また、平成24年4月には、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」等を踏まえた地域の医師確保等に早急に対応するため、愛知県と連携して地域医療等に従事する明確な意思をもった学生の特別選抜枠を設け、平成23年10月20日付け文部科学省高等教育局長通知「地域の医師確保等の観点からの平成24年度医学部入学定員の増加について」に基づき、入学定員5名及び収容定員30名の増員をし、入学定員110名、収容定員660名に変更した。

平成26年度においては、平成26年7月23日付け文部科学省高等教育局長通知「地域の医師確保等の観点からの平成27年度医学部入学定員の増加について」に基づき、愛知県地域特別枠入学の募集人員を5名から8名に拡大して、入学定員3名及び収容定員18名の増員を行い、入学定員113名、収容定員678名に変更した。その際、当初5名増員の計画で愛知県と調整していたが3名の増員となり、翌年の平成27年度において、この残りの2名について、平成27年7月22日付け文部科学省高等教育局長通知「地域の医師確保等の観点からの平成28年度医学部入学定員の増加について」に基づき、愛知県地域特別枠入学の募集人員を8名から10名に拡大することとし、入学定員2名、収容定員12名の増員を図り、入学定員115名、収容定員690名に変更した。

平成31年度においては、令和元年9月2日付け文部科学省高等教育局長通知「地域の医師確保等の観点からの令和2年度医学部入学定員の増加について」に基づき、令和3年度までの愛知県地域特別枠の募集人員を引き続き10名に拡大することとし、入学定員10名、収容定員20名の増員を図り、入学定員115名、収容定員640名（学年進行終了時）に変更した。

令和4年度においては、令和3年8月16日付け文部科学省高等教育局長通知「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について」に基づき、令和4年度までの愛知県地域特別枠の募集人員を引き続き10名に拡大することとし、入学定員10名、

収容定員10名の増員を図り、入学定員115名、収容定員640名（学年進行終了時）に変更した。

今回の学則変更（収容定員変更）は、医学部の入学定員及び収容定員について、臨時定員増期限が令和4年度であるため、改めて令和4年8月10日付け文部科学省高等教育局長通知「地域の医師確保等の観点からの令和5年度医学部入学定員の増加について」に基づき、引き続き入学定員を増員（10名）するものである。

3 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

地域医療への関心を更に高めるため、次のとおりカリキュラムの充実を図る。

- (1) 1学年次において、3日間にわたる「早期体験実習1c（臨床科見学実習）」を実施。これまでは大学病院内での実施であったが、近年は、3日間のうち1日は同窓生開業施設においても実習を行っており、学内外において実習先の外来患者さんを中心とする多職種連携の現場を見学・体験し、実際の地域医療現場で行われている連携・協力がいかに重要なかを理解・把握する。
- (2) 2学年次において、2日間にわたる「地域社会医学実習」を実施。これまでの心身障害者施設だけでなく消防署等地域での様々な施設での実習により、障害者の介護、救急医療の現場、働く人々の実態を体験し、医師になる者としての自覚を高めるとともに、それぞれの場面におけるさまざまな人々の健康に関する悩みや苦しみを知り、社会における医師としての役割を理解する。
- (3) 3学年次において、4日間にわたる「地域包括ケア実習」を実施。老人保健施設や訪問看護ステーション等で実習を行い、地域社会に求められる福祉・介護について学ぶ。地域卒学生の希望者には、平成30年度からケニアのHIV陽性患者診療関連施設や障がい児施設などで、患者さん及び地域住民への医療提供、予防活動の実際を視察・体験する「ケニア地域医療実習」を実施している。
- (4) 4学年次においては、平成28年度から「地域医療総合医学」を開講、「地域医療早期体験実習」を導入。前者では、地域医療実践のための総合診療、プライマリ・ケアおよび地域包括ケアについて学び、後者では、大学病院以外の一般の地域医療機関においてどのような医療が実践されているのか、医師およびその他の医療専門職の業務を体験し、クリニカルクラークシップでの地域医療への準備とすると共に、地域医療への学修意欲向上の契機とする。
- (5) 5, 6学年次においては、「クリニカル・クラークシップ」において、地域社会で求められる保健・医療・福祉・介護などの活動を通じて地域医療と地域包括ケアシステムを一体的に構築することの必要性・重要性を学ぶ。特に、平成31年度からは、地域医療への関心を更に高めるため、4学年次からスタートするクリニカル・クラークシップも含め、次のとおり充実を図っている。
 - ・医学部4～5学年次の診療参加型臨床実習（総合診療科ローテーション：必修）において毎週1回午前中の外来指導を医学生と研修医に実施する。
 - ・医学部4～5学年次の診療参加型臨床実習（必修）において、すべての学生を近

隣の総合診療クリニックへ4日間派遣し実習を実施する。

- 医学部5～6学年次の診療参加型臨床実習（地域卒学生必修，他学生選択）において，愛知県および岐阜県の総合診療実践中核病院に3週間学生を派遣し実習を実施する。

教 育 課 程 等 の 概 要																
(〇〇学部〇〇学科等)																
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
基礎 医学系 科目	プロフェッショナルリズム1 a	1前	1			○			1	1						
	プロフェッショナルリズム1 b	1通	1			○			6	1		1				
	プロフェッショナルリズム2	2通	1.5			○			2	1	1	1				
	プロフェッショナルリズム3	3通	0.5			○			2		2			兼担5		
	プロフェッショナルリズム4	4通	1.5			○			2		2			兼担5		
	多職種連携演習	1〜4	1.5				○		2		2			兼担6	単位認定は4学年次にて。	
	アカデミックリテラシー	1前	1			○			3	6	1					
	医療のための情報学(前学期)	1前	1			○				1						
	医療のための情報学(後学期)	1後	1			○				1						
	医用心理学	1前	1			○				1						
	行動科学1 a	1前	1			○			6	3						
	行動科学1 b	1後	1			○				1						
	行動科学1 c	1後	0.5			○			2	1	3					
	行動科学2	2後	1			○			1		2	1		兼担2		
	医療のための数学(前学期)	1前	1			○				1						
	医療のための数学(後学期)	1後	1			○				1						
	スポーツ科学	1通	1			○			1	2		3				
	医用物理学(前学期)	1前	1			○				1	1					
	医用物理学(後学期)	1後	1			○				1	1					
	生体分子の化学	1通	2			○			1	1						
	細胞生物学	1通	2.5			○			3	2						
	物理学実験	1後	0.5					○		1	1					
	化学実験	1後	0.5					○		1						
	細胞生物学実習	1後	1					○		2	2	1				
	医学英語1 a	1前	1			○				1						
	医学英語1 b(前学期)	1前	1			○				1						
	医学英語1 b(後学期)	1後	1			○				1						
	医学英語2	2通	1.5			○			1	1						
	医学英語3	3前	1			○			2	3						
	医学英語4	4前	1			○			2	1						
	ポルトガル語	1通													外部講師	1科目を選択し受講する。
	中国語	1通				○									外部講師	
	韓国語	1通				○									外部講師	
	ドイツ語	1通				○									外部講師	
	初年次医科学セミナー	1通	1.5				○		2	7	1					
	自然科学演習	1前	1			○			1	4	1					
	哲学と医療	1後				○				1						2科目を選択し受講する。
	経済と医療	1後				○									外部講師	
	文学と医療	1後				○									外部講師	
	法学と医療	1後				○									外部講師	
	宗教と医療	1後				○									外部講師	
	分子発生物学	2前	1			○			3	2						
	生命倫理	1前	1			○			1	3						
	早期体験実習1 a(シミュレーション実習)	1前	0.5					○	1		2					
	早期体験実習1 b(看護体験実習)	1前	0.5					○	1		2					
	早期体験実習1 c(臨床科見学実習)	1後	0.5					○	1		2					
	基礎医学セミナー	3通	3.5				○		1							
	解剖学1 a	1前	4.5			○			1	1		8				
	解剖学1 b	1後	6			○			1	1		8				
	解剖学2(解剖実習)	2前	3				○		1	1	8			兼担2		
生理学1	1後	4			○			2	1	5	1					
生理学2	2前	4.5			○			1		8						
生理学実習	2前	2					○	2		9						
生化学1	1後	2.5			○			2		2						
生化学2	2前	1.5			○			2		1						
生化学実習	2前	0.5					○	3		3						
薬理学	2後	3.5			○			2	1		1					
薬理学実習	2後	0.5					○	1	1		1					
分子病態学	2後	1			○			3								

病理学(総論)	2後	1.5			○		1		3						
病理学(各論)	2後	2.5			○		4	1	5	2					
病理学実習	2後	0.5				○	2	1	7	1					
統合講義(腫瘍学)	2後	1			○		9	1	1	1					
統合講義(炎症学)	2後	1			○		5	1	1	1					
微生物学・基礎感染症学(細菌・真菌)	2後	1.5			○		1	2		1					
微生物学・基礎感染症学(ウイルス)	2後	1.5			○		1	2		1					
微生物学実習	2後	0.5				○		1	1						
免疫学	2前	1.5			○		3	1	2	1					
免疫学実習	2前	0.5				○	1	1	2	1					
寄生虫学	2後	1			○			1							
寄生虫学実習	2後	0.5				○	1	1	2	1					
衛生学	3前	2			○		1		4						
公衆衛生学	3前	2			○		2	2							
公衆衛生学実習	3後	0.5				○	2	2							
法医学	3後	2			○		1	1	2						
医療と倫理	4前	2			○		3								
健康増進と疾病予防	3後	1			○		1	2							
E BM実習	3後	0.5				○	2	2							
地域社会医学実習	2後	0.5				○	1	2							
チーム医療実習	2後	0.5				○	1	2							
外来案内実習	2前	0.5				○	2	1							
コミュニケーション演習2	2後	1				○	1	2				兼担1			
地域包括ケア実習	3後	1				○	1	1							
選択講座1	1後	0.5			○										
選択講座2	2通	1			○		16	10	15	13				複数学年にまたがり開講するものがあるため、役職ごとひとまとめとする。	
選択講座3	3通	1			○										
選択講座4	4前	0.5			○										
小計(科目)	—	105.5	3.0	0.0	—	—	134	83	113	58	0				
臨床医学系科目	検査医学	3前	0.5			○	4		1						
	消化器学	3後	4			○	13	4	5	5					
	循環器学	3前	2.5			○	9	5	3	6					
	呼吸器・アレルギー学	3前	1.5			○	8	2	1	1					
	内分泌・代謝・糖尿病学	3前	1.5			○	5	1	3	3					
	脳・神経学(神経内科学)	3後	1			○	3	1		1		兼担1			
	腎・膠原病学	3前	2			○	5	2	3	1					
	血液・造血器学	3前	1.5			○	5	2	5	3					
	精神科学	3後	2			○	2	2	4	2					
	小児科学	3後	2			○	3	2	5	4					
	脳・神経学(脳神経外科学)	3後	1			○	5	3	2			兼担1			
	整形外科学	3後	1			○	1		4	5					
	皮膚科学・形成外科学	4前	1			○	4		3	3					
	泌尿器科学	3前	1			○	2	1		4					
	眼科学	4前	1			○	3	1	1	10					
	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学(口腔外)	4前	1			○	5		2	4					
	産科学	3後	1			○	4		3	2					
	婦人科学	3後	1			○	2	2	2						
	放射線医学	3前	1			○	2	2	4	4					
	麻酔科学	4前	1			○	1	1		5					
	救急医学	4前	1			○	3	1	1						
	リハビリテーション医学	3後	0.5			○	1								
	臨床感染症学	4前	2			○	1		1						
	疼痛医療学	3後	1			○	2	2		3					
	臨床腫瘍学	4前	1			○	2								
	医療安全	4前	1			○	2	1							
	東洋医学	3前	0.5			○	3								
	高齢医学	3後	1			○	3		1	2		兼担1			
	臨床遺伝学	4前	1			○	8	1	1	1					
	臨床推論	4前	1			○	1								
	地域医療総合医学	4前	0.5			○	1								
	症候学	3後	1.5			○	2	2							
	コミュニケーション演習3	3後	0.5				○	1	2						
基本手技・医療面接実習	4後	2				○	6	3	4			兼担4			
臨床実習入門	4後	2			○	13	2	2							
地域医療早期体験実習	4前	0.5				○	1								
クリニカル・クラークシップA	4後～5前	40				○	59	30	43	69	0				
クリニカル・クラークシップB	5後～6前	32				○	55	39	43	80	0				
小計(科目)	—	117.5	0.0	0.0	—	—	250	112	149	218	0				
合計(科目)	—	223.0	3.0	0.0	—	—	384	195	262	276	0				

学位又は称号	学士	学位又は学科の分野	医学
卒業要件及び履修方法		授業期間等	
		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	19週
		1時限の授業時間	70分

(注)

- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校学科の学位（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 5 「授業形態」の欄は，各授業科目について，該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし，専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち，臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を，連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 6 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し，若しくは変更する場合は，次により記入すること。
 - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には，当該専門職大学の全課程に係る科目数，「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え，前期課程に係る科目数，「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
 - (2) 「学位又は称号」の欄には，当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え，当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には，当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え，前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

大学名	国公立
愛知医科大学	私立

1. 現在(令和4年度)の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
115	0	0	690

↑
(収容定員計算用)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
(ア)入学定員	115	115	115	115	115	115	690
(イ)2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	115	115	115	115	115	115	690

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和5年度の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
105	0	0	630

↑
(収容定員計算用)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
(ア)入学定員	105	105	105	105	105	105	630
(イ)2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	105	105	105	105	105	105	630
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

3. 令和5年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
115	0	0	640

↑
(収容定員計算用)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
(ア)入学定員	115	105	105	105	105	105	640
(イ)2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	115	105	105	105	105	105	640
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

増員希望人数 10

↑
(内訳)

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増(地域枠)	10
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増(研究医枠)	0
計	10

1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数

(1) 対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	愛知県	10
大学所在地以外の都道府県		
計		10

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R3地域枠定員 (※1)	R3貸与者数 (※2)	R4地域枠定員 (※1)	R4貸与者数 (※2)	R3とR4の貸与者数のうち多い方の数
愛知県	10	10	10	10	10
					0
					0
					0
					0
計	10	10	10	10	10

(※1) 臨時定員分のみご記入ください。

(※2) 恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(3) 令和5年度地域の医師確保のための入学定員増について

1. 大学が講ずる措置

1-1. 地域枠学生の選抜

①令和3年度に実施した地域枠学生(令和4年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。

また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
学校推薦型選抜(愛知県地域特別枠A方式)	(i)学校推薦型選抜	別枠(先行型)	5	5	推薦書及び調査書,基礎学力試験,小論文,面接等により入学志願者の能力・適性等を総合判断して合格者を決定する。 ○小論文(60分,5段階評価) ○基礎学力試験 ・数学『数学Ⅰ,数学Ⅱ,数学A,数学B(数列・ベクトル)』(60分,100点) ・外国語『コミュニケーション英語Ⅰ,コミュニケーション英語Ⅱ,コミュニケーション英語Ⅲ,英語表現Ⅰ,英語表現Ⅱ』(60分,100点) ○面接[個人面接](5段階評価)	次の(1)~(8)のすべての要件を満たす者で、高等学校長の推薦を得た者。 (1) 学校教育法第90条第1項に基づく、日本国内の全日制高等学校又は中等教育学校(以下同じ。)を、2021年3月に卒業した者及び2022年3月卒業見込みの者で愛知県内出身の者(下記のいずれかに該当する者) ・愛知県内に所在する高等学校又は中等教育学校の出身者 ・出願時において本人又は保護者が愛知県内に居住する者 (2) 将来、愛知県の地域医療に貢献しようとする強い意志を持つ者 (3) 愛知県及び本学が設定する修学資金を受給し、医師免許取得後、本学で臨床研修(2年)及び専門研修(3年)の5年間勤務し、その後愛知県が指定する公的医療機関等において5年間地域医療に従事することを確約できる者 (4) 人物・学力共に優れ、医師としての適性と医学教育を受けるにふさわしい資質・能力等を有し、将来、地域医療を含む医学の分野で社会に貢献する意欲のある者 (5) 卒業した者は在学中の全学年、卒業見込みの者は第3学年第1学期までの学習成績の状況(評定平均値)が全体で3.7以上、かつ、数学、理科及び外国語(理数科は理数及び外国語)の教科についても、それぞれの学習成績の状況(評定平均値)が3.7以上の者 (6) 数学については、「数学Ⅰ」・「数学Ⅱ」・「数学Ⅲ」・「数学A」・「数学B」(理数科は「理数数学Ⅰ」・「理数数学Ⅱ」、理科については、『物理基礎・物理』、『化学基礎・化学』、『生物基礎・生物』(理数科は「理数物理」、「理数化学」、「理数生物」)の3科目のうち2科目以上、外国語については、「コミュニケーション英語Ⅰ」・「コミュニケーション英語Ⅱ」・「コミュニケーション英語Ⅲ」を履修(見込みを含む。)した者 (7) 在学中の出席状況が良好である者 (8) 合格した場合は、入学することを確約できる者(専願)	H29	

大学入学共通 テスト利用選 抜(愛知県地 域特別枠B方 式)	(iii)一般選抜地 域枠(前期・後 期)	別枠(区別型)	5	5	<p>第1次試験の大学入学共通テストの結果に加えて、第2次試験の十分な時間をかけた面接により、総合的に判定する。</p> <p>第1次試験 (大学入学共通テスト利用科目) ○国語『国語』(近代以降の文章)(100点) ○数学『数学Ⅰ・数学A』(100点)及び『数学Ⅱ・数学B』(100点) ○理科「物理」、「化学」、「生物」から2科目選択(200点:各100点) ○外国語『英語』(200点:リーディング160点、リスニング40点) ※『英語』はリーディング100点を160点に、リスニング100点を40点に換算します。 (配点合計700点)</p> <p>第2次試験 ○面接〔個人面接〕(5段階評価)</p>	<p>次の(1)~(3)のすべてに該当し、かつ2022年度大学入学共通テストにおいて本学の指定する教科・科目を受験している者。</p> <p>(1) 学校教育法第90条第1項に基づく、日本国内の全日制高等学校又は中等教育学校を、2021年3月に卒業した者、若しくは2022年3月卒業見込みの者で愛知県内出身の者(下記のいずれかに該当する者) ・愛知県内に所在する高等学校又は中等教育学校の出身者 ・出願時において本人又は保護者が愛知県内に居住する者</p> <p>(2) 将来、愛知県の地域医療に貢献しようとする強い意志を持つ者</p> <p>(3) 愛知県及び本学が設定する修学資金を受給し、医師免許取得後、本学で臨床研修(2年)及び専門研修(3年)の5年間勤務し、その後愛知県が指定する公的医療機関等において5年間地域医療に従事することを確約できる者</p>	H24	平成29年度入試から、推薦入試と同じ試験内容による入試(A方式)を導入したため、それまで実施していた入試をB方式とした。
合計			10	10				

(※1) 貴大学において作成した学生募集要項に記載の内容をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②令和4年度に実施する地域枠学生(令和5年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。

また、参考としてPRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数	うち臨時定員分	選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
----	------	------	------	---------	----------	----------	------	----

<p>学校推薦型選抜(愛知県地域特別枠A方式)</p>	<p>(i) 学校推薦型選抜</p>	<p>別枠(先行型)</p>		<p>5</p>	<p>推薦書及び調査書, 基礎学力試験, 小論文, 面接等により入学志願者の能力・適性等を総合判断して合格者を決定する。 ○小論文(60分, 5段階評価) ○基礎学力試験 ・数学『数学Ⅰ, 数学Ⅱ, 数学A, 数学B(数列・ベクトル)』(60分, 100点) ・外国語『コミュニケーション英語Ⅰ, コミュニケーション英語Ⅱ, コミュニケーション英語Ⅲ, 英語表現Ⅰ, 英語表現Ⅱ』(60分, 100点) ○面接[個人面接](5段階評価)</p>	<p>次の①～⑧のすべての要件を満たす者で、高等学校長の推薦を得た者。 (1) 学校教育法第90条第1項に基づく、日本国内の全日制高等学校又は中等教育学校(以下同じ。)を、2022年3月に卒業した者及び2023年3月卒業見込みの者で愛知県内出身の者(下記のいずれかに該当する者) ・愛知県内に所在する高等学校又は中等教育学校の出身者 ・出願時において本人又は保護者が愛知県内に居住する者 (2) 将来、愛知県の地域医療に貢献しようとする強い意志を持つ者 (3) 愛知県及び本学が設定する修学資金を受給し、医師免許取得後、本学で臨床研修(2年)及び専門研修(3年)の5年間勤務し、その後愛知県が指定する公的医療機関等において5年間地域医療に従事することを確約できる者 (4) 人物・学力共に優れ、医師としての適性と医学教育を受けるにふさわしい資質・能力等を有し、将来、地域医療を含む医学の分野で社会に貢献する意欲のある者 (5) 卒業した者は在学中の全学年、卒業見込みの者は第3学年第1学期までの学習成績の状況(評定平均値)が全体で3.7以上、かつ、数学、理科及び外国語(理数科は理数及び外国語)の教科についても、それぞれの学習成績の状況(評定平均値)が3.7以上の者 (6) 数学については、「数学Ⅰ」・「数学Ⅱ」・「数学Ⅲ」・「数学A」・「数学B」(理数科は「理数数学Ⅰ」・「理数数学Ⅱ」)、理科については、『物理基礎・物理』、『化学基礎・化学』、『生物基礎・生物』(理数科は「理数物理」・「理数化学」・「理数生物」)の3科目のうち2科目以上、外国語については、「コミュニケーション英語Ⅰ」・「コミュニケーション英語Ⅱ」・「コミュニケーション英語Ⅲ」を履修(見込みを含む。)した者 (7) 在学中の出席状況が良好である者 (8) 合格した場合は、入学することを確約できる者(専願)</p>	<p>H29</p>	
<p>大学入学共通テスト利用選抜(愛知県地域特別枠B方式)</p>	<p>(iii) 一般選抜地域枠(前期・後期)</p>	<p>別枠(区別型)</p>		<p>5</p>	<p>第1次試験の大学入学共通テストの結果に加えて、第2次試験の十分な時間をかけた面接により、総合的に判定する。 第1次試験 (大学入学共通テスト利用科目) ○国語『国語』(近代以降の文章)(100点) ○数学『数学Ⅰ・数学A』(100点)及び『数学Ⅱ・数学B』(100点) ○理科「物理」、「化学」、「生物」から2科目選択(200点:各100点) ○外国語『英語』(200点:リーディング160点、リスニング40点) ※『英語』はリーディング100点を160点に、リスニング100点を40点に換算します。 (配点合計700点) 第2次試験 ○面接[個人面接](5段階評価)</p>	<p>次の①～③のすべてに該当し、かつ2023年度大学入学共通テストにおいて本学の指定する教科・科目を受験している者。 (1) 学校教育法第90条第1項に基づく、日本国内の全日制高等学校又は中等教育学校を、2022年3月に卒業した者、若しくは2023年3月卒業見込みの者で愛知県内出身の者(下記のいずれかに該当する者) ・愛知県内に所在する高等学校又は中等教育学校の出身者 ・出願時において本人又は保護者が愛知県内に居住する者 (2) 将来、愛知県の地域医療に貢献しようとする強い意志を持つ者 (3) 愛知県及び本学が設定する修学資金を受給し、医師免許取得後、本学で臨床研修(2年)及び専門研修(3年)の5年間勤務し、その後愛知県が指定する公的医療機関等において5年間地域医療に従事することを確約できる者</p>	<p>H24</p>	<p>平成29年度入試から、推薦入試と同じ試験内容による入試(A方式)を導入したため、それまで実施していた入試をB方式とした。</p>
<p>合計</p>				<p>10</p>	<p>10</p>			

(※1) 貴大学において、PRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)に記載の内容(貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容)をご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

1-2. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要(令和5年度)について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

1学年次から3学年次においては、学内外における一貫した実習プログラムにより、多職種連携の重要性、社会における医師としての役割、地域社会に求められる福祉・介護について学んでいる。4学年次では、「地域医療総合医学」及び「地域医療早期体験実習」により地域医療実践のための総合診療、プライマリ・ケアおよび地域包括ケアについて学んでいる。
4学年次から始まるクリニカル・クラークシップにおいて近隣の総合診療クリニックでの実習を取り入れるなど、総合医養成のためのプログラム充実に取り組んでいる。

(参考:記入例)

1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。またキャリア支援として□□を実施している。令和4年度からは、■●を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②(過去に地域枠を設定したことがある場合)これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成24年度から地域枠による増員を開始し、近年では特に、総合診療に関する講義、総合診療に必要な多職種連携について理解を深める実習により、地域医療を担う医師育成を図っている。令和4年度までに93名の地域枠学生を確保し、そのうち16名が1、2年目の臨床研修医として、15名が3、4、5年目の専修医として地域医療に貢献している。

(参考:記入例)

平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■●などの取組を行ってきた。令和4年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容(正規科目)について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1学年次	早期体験実習1c(臨床科見学実習)	全員	必修	必修	実習	1	H21以前
2学年次	地域社会医学実習	全員	必修	必修	実習	0.5	H21以前
3学年次	地域包括ケア実習	全員	必修	必修	実習	1	H21以前
4学年次	地域医療総合医学	全員	必修	必修	講義	0.5	H28
4学年次	地域医療早期体験実習	全員	必修	必修	実習	1	H28
5学年次	クリニカル・クラークシップA	全員	必修	必修	実習	40	H21以前
6学年次	クリニカル・クラークシップB	全員	必修	必修	実習	32	H21以前

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。(地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。)※空欄がある場合は、何も記入せずそのままにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例:○週間)	プログラムの概要(1~2行程度)	開始年度
1~6学年次	学内必修学習会	地域枠学生	—	年6回程度	研修・実習報告, グループワーク, 講演	H29
1~6学年次	愛知県主催地域 枠研修会	地域枠学生	愛知県主催により実施	年2回	ワークショップ, グループワーク, 講演等	H24
1~6学年次	ケニアでのHIV陽 性児・障がい児 支援に関する講 演会	地域枠学生	愛知県後援により実施	年1回	究極の地域医療から学ぶ社会的弱者・健康格差の課 題への取組み	H29
3, 5, 6学年次	ケニアHIV診療 キャンプ	地域枠学生	愛知県了承の元で実施	年1回	ケニアにおけるHIV患者および地域住民への医療提 供, 予防活動の体験	H30

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。(令和4年度以前から継続する取組を含む)(1~2行程度)

取組の名称	取組の概要(1~2行程度)	開始年度

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

2. 都道府県等との連携

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。
 なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定主体	貸与人数	貸与対象	貸与額 (例:200,000)		返還免除要件	選抜方法		診療科の限定の有無	(診療科の限定がある場合) その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無(※1)			
愛知県	10	新入生	150,000	11,100,000	卒業後(医師免許取得後)、直ちに本学で臨床研修の2年間及び専門研修の3年間を合わせて5年間医師として勤務した後、愛知県が指定する公的医療機関及び社会医療法人において5年間地域医療に従事することで、修学資金の返還が免除	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	○	○	推奨診療科 ○内科系(内科、総合内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科) ○外科系(外科、消化器外科、整形外科)○救急科・麻酔科 ○小児科 ○産婦人科 ○総合診療科	貸与額は入学年次のみ月額175,000円である。また、将来、小児科・産婦人科の診療に従事する意思のある5・6学年次生には、月額50,000円が加算される。 愛知県地域特別枠として別枠により入学者選抜を実施している。 診療科の限定はないが、愛知県として推奨する診療科がある。

(※1)○の場合は、備考欄に詳細をご記入ください。
 ※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。(例:在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援)(1~2行程度)

取組の名称	取組の概要(1~2行程度)	開始年度
在学生及び地域枠医師に対する相談・支援	在学生及び地域枠医師に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援	H24

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

3. その他

1～2に記入したもの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。(1～3行程度)
特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

--

学生の確保の見通し等を記載した書類

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

過去10年にわたり入学定員（収容定員）を徐々に増員しており、まず平成24年度に105名から110名、平成27年度に110名から113名、平成28年度には113名から115名に増員した。収容定員に対する在籍学生数は、資料1に示すように、適正に管理されており、長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができると思う。

イ 定員充足の根拠となる客観的データの概要

愛知県との連携により、平成24年度から「愛知県地域特別枠入学」（第1次試験：大学入試センター試験利用入試、第2次試験：面接）を実施しており、当初3年間は5名、平成27年度には3名増員し8名とした募集定員を翌年度2名増員し10名とした上で、平成29年度入試から、推薦入試と同じ試験内容による入試（A方式）を導入、それまで実施していた入試をB方式とし選抜方法を複線化することで、導入年度からこれまで、十分な倍率を維持しつつ多様な学生を地域枠学生として選抜できていることから、令和5年度においてもそれぞれの募集区分において、志願者数の確保が見込まれる。また、B方式の出願期間は、導入以来、一貫して国公立大学の志願者が併願し易いよう前期日程終了後、試験日（第2次試験：面接）は、国公立大学の合格発表期間の最終日頃に設定しており、その結果、狙いどおりの志願者を確保できている。さらに、入学者には愛知県からの修学資金に、本学からの修学資金を加算して貸与することで、学生の負担を軽減できるよう配慮している。

資料2に示すように「愛知県地域特別枠」導入後の本学部の入学志願者数及び入学者数についても安定していることから、医学部入学定員及び収容定員を増員しても、これまでと同様に学生を確保することができると思う。

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

学生募集に当たり、学部情報及び入試情報について、入試ガイド、学生募集要項、学部案内、ホームページ、新聞・受験雑誌等媒体紙への掲載を行っている。また、Web上のネットワーク等のログ情報を活用し、本学ホームページの入試情報ページへの訪問者が他のウェブサイトを訪れた際に、当該サイトの広告欄に本学ホームページにリンクするバナー広告を配信し、そのトップページに表示することにより本学の入試情報ページへの再訪問者を獲得することで認知度の向上に繋げ、平成30年度入試から導入した「インターネット出願」の出願登録ページへの誘導を促し出願者数の増加を図っている。

さらに、オープンキャンパスの開催、愛知県私立大学広報委員会が企画する大学展、

企業及び予備校が企画する進学相談会に参加して多くの受験希望者やその関係者に入学試験内容、本学部の特色や教育内容に関する情報を発信している。特に、志願者の多い地域始め大都市における各種進学相談会への参加、全国規模により高等学校や予備校への訪問を積極的に行っている。

また、平成21年度に大学入試センター試験利用入試（入学定員5名増員）、平成24年度には愛知県地域特別枠入試（入学定員5名増員）を導入し、平成27年度においては、その募集定員を3名、平成28年度においては2名増員し、推薦入試及び一般入試のみであった募集区分に大学入試センター試験利用入試及び愛知県地域特別枠入試を加え、このうち愛知県地域特別枠入試については、後に選抜方法を2期2方式（A方式：推薦入試・B方式：大学入試センター試験利用入試〔後期〕）に拡大している。平成29年度入試からは、多様な学生の受入れのために国際バカロレア入試を導入し、平成31年4月、全国私立大学医学部では初めて入学者を迎え、これまでに計4名が入学している。平成31年度入試からは、それまで前期日程のみで実施していた大学入試センター試験利用入試の後期日程を設けており、愛知県地域特別枠B方式を始めとする後期日程の出願期間に併せて、愛知県内での高等学校・予備校訪問を重点的に行っている。さらに近年では、Google 及びYahoo ネットワーク内へのバナー広告配信、本学への資料請求者へのダイレクトメール配信等、受験希望者の動向に併せたWeb 広告についても積極的に活用することで、継続的に学生を確保しており、これまで一度も欠けることなく、地域枠の入学定員を確実に充足させることができている。

（2）人材需要の動向等社会の要請

①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

本学は、新時代の医学知識、技術を身につけた教養豊かな臨床医、特に時代の要請に応じて地域社会に奉仕できる医師を養成し、あわせて医療をよりよく発展向上させるための医学指導者を養成することを目的とする。

また、医学部では、プロフェッショナリズムを備え、地域社会の様々な人々と良好な関係を築きながら、質の高い医療が提供でき、また、幅広い医学知識、高い診療技能及び科学的探究心を持った医師を育成することを目的としている。

②上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

本学は、1972年の開学以来、半世紀にわたって、建学の精神に則り4,489人の医師を輩出してきた。愛知県地域特別枠においては、令和4年度までに93名の学生を確保しており、そのうち31名が医師として地域医療に貢献している。

愛知県からも引き続き愛知県地域特別枠の入学定員増の延長希望の要望があることから、愛知県と連携を図りながら、地域医療に従事する医師を輩出していく責務があると考えられる。

【資料 1】
学生定員及び在学学生数

【資料1】 学生定員及び在学学生数

年度	入学定員	収容定員 (A)	在籍学生 総数 (B)	編入学生数 (内数)	B/A	在籍学生数					
						1学年次	2学年次	3学年次	4学年次	5学年次	6学年次
R4	115	690	724	-	1.05	137	119	108	115	114	131
R3	115	690	719	-	1.04	133	120	108	119	116	123
R2	115	688	718	-	1.04	128	122	115	119	108	126
H31	115	683	709	-	1.04	126	125	113	113	111	121
H30	115	678	707	-	1.04	121	131	105	122	110	118
H29	115	673	704	-	1.05	118	126	105	125	102	128
H28	115	663	698	-	1.05	117	119	120	110	104	128
H27	113	653	683	0	1.05	113	128	107	109	112	114
H26	110	645	674	2	1.04	115	121	102	120	105	111
H25	110	635	664	1	1.05	113	111	111	113	107	109
H24	110	625	651	2	1.04	109	115	112	109	101	105

※編入学については、平成28年度入試以降は休止している。

【資料 2】

平成 3 0 年度～令和 4 年度
医学部入学者選抜の状況

【資料2】平成30～令和4年度医学部入学選抜の状況

募集区分	平成30年度						平成31年度						令和2年度						令和3年度						令和4年度									
	一般	センター	推薦	IB	愛知県地域特別枠		一般	センター (前期)	センター (後期)	推薦	IB	愛知県地域特別枠		一般	センター (前期)	センター (後期)	推薦	IB	愛知県地域特別枠		一般	共通テスト (前期)	共通テスト (後期)	学校 推薦型	IB	愛知県地域特別枠		一般	共通テスト (前期)	共通テスト (後期)	学校 推薦型	IB	愛知県地域特別枠	
					A方式	B方式						A方式	B方式						A方式	B方式						A方式	B方式						A方式	B方式
募集人員	約65名	約15名	約25名	若干名	5名	5名	約65名	約15名	約5名名	約25名	若干名	5名	5名	約65名	約15名	約5名名	約25名	若干名	5名	5名	約65名	約15名	約5名	約25名	若干名	5名	5名	約65名	約15名	約5名	約25名	若干名	5名	5名
					10名						10名						10名						10名											
志願者	1,976	877	156	2	15	34	2,382	966	69	106	1	36	36	2,360	955	68	88	3	14	33	2,244	713	63	106	3	25	35	2,040	603	57	96	2	12	41
受験者	1,875	868	155	2	15	34	2,314	954	67	106	1	35	36	2,304	947	65	88	3	14	33	2,179	705	62	105	3	25	35	1,989	594	57	95	2	12	41
合格者	218	43	25	1	5	10	301	91	11	20	1	5	13	242	61	10	20	3	5	15	275	81	13	20	2	5	13	325	60	8	20	2	2	25
入学者	65	16	25	0	5	5	65	15	5	20	1	5	5	65	15	5	20	2	5	5	66	15	5	20	0	5	5	63	16	6	20	1	2	8
入学者 総数	116						116						117						116						116									

※平成27年度入試における学士編入の人数は、一般の内数を表す。

※平成29年度以降以降の推薦入試の募集人員は国際バカロレア入試若干名を含む。

教員名簿

学長の氏名等

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	ソバエ ゲン 祖父江 元 ＜2020年4月＞		医学博士		愛知医科大学学長 (令和2.4～令和6.3)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。